



平成 18 年 4 月 11 日

各 位

東京都新宿区西新宿六丁目 10 番 1 号  
株式会社フォーサイド・ドット・コム  
代表取締役 安嶋 幸直  
(JASDAQ・コード: 2330)  
問い合わせ 常務取締役経営管理本部長兼 CFO 川崎雅嗣  
T E L 03-5339-5820 (IR 問合せ窓口)

## 定款の一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 4 月 11 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 4 月 28 日開催予定の臨時株主総会に、定款変更を下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 臨時株主総会開催予定日

平成 18 年 4 月 28 日 (金)

#### 2. 定款の一部変更の趣旨及び目的

- (1) 当社の営業年度及び決算期は、「毎年 11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの一年間とし、毎年 10 月 31 日を決算期」としておりますが、グループ全体のさらなる経営の効率化を目指し、これを「毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの一年間とする」旨変更するとともに、「会社法」（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）が公布されたことに伴い、利益配当及び中間配当に関する規定を剰余金の配当として整備するため、現行定款第 32 条（営業年度及び決算期）ないし第 35 条（配当金等の除斥期間）につき所要の変更を行うものであります。
- (2) 会社法が公布され、会社法施行規則（平成 18 年 2 月 7 日法務省令第 12 号。以下「会社法施行規則」という。）により、定款の定めに従い株主総会参考書類等のインターネット開示によるみなし提供が認められたことから、規定を新設し、第 13 条とするものであります。
- (3) 会社法が公布され、定款の定めにより取締役会における書面決議が認められたことに伴い、現行定款第 20 条に所要の変更を行うものであります。
- (4) 会社法が公布され、定款の定めにより取締役会決議による取締役等の責任限定が認められたことに伴い、規定を新設し、第 33 条とするものであります。
- (5) 会社法が公布され、会社法施行規則により、定款の定めにより補欠監査役の予選の有効期間を延長することが認められたことから、現行定款第 24 条に所要の変更を行うものであります。
- (6) 条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うとともに、字句等の統一のため所要の変更を行うものであります。

(7) その他、変更の効力発生日の明確化、事業年度の変更に伴う経過措置等のための附則を設けるものであります。

3. 変更の内容  
別紙記載の通り。

以 上

<別紙>

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>取締役会の決議により、商法第211条ノ3第1項第2号に定める自己株式の買い受けを行うことができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿</u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、株主、<u>登録質権者</u>又は端株主として権利を行使すべきものを定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p>第12条 (条文省略) (新 設)</p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によつて市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、<u>毎年12月31日現在の株主名簿</u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p>② 前項のほか、株主、<u>登録株式質権者</u>又は端株主として権利を行使すべきものを定めるため必要があるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会 (招集の時期)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、<u>事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</u></p> <p>第12条 (現行どおり) <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第13条 当社は、<u>株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に提供したとみなすことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(決議等の要件)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② 商法第343条第1項の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第14条～第17条 (条文省略)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第19条 (条文省略) (取締役会)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(決議等の要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p> <p>② 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p> <p>第15条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第20条 (現行どおり) (取締役会)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 取締役会の決議は、決議に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>④ 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることができる取締役の全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りではない。</p> <p>⑤ (現行どおり)</p> <p>第22条～第23条 (現行どおり)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ 第1項に定める補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する<u>決算期に関する定時株主総会が開催されるまでの間</u>とする。</p> <p>④ (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第25条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第26条～第31条 (条文省略) (新 設)</p> <p>第6章 計算 (営業年度及び決算期)</p> <p>第32条 当社の<u>営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までの一年間とし、毎年10月31日を決算期</u>とする。</p> <p>(利益配当)</p> <p>第33条 利益配当は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主、登録質権者及び同決算期現在の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対しこれを行う。 (新 設)</p>	<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ 第1項に定める補欠監査役の選任の効力は、選任後<u>4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時</u>までとする。</p> <p>④ (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第26条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会</u>終結の時までとする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第27条～第32条 (現行どおり)</p> <p>第6章 役員等の損害賠償責任 (役員等の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役又は監査役(これらの地位にあった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>第7章 計算 (事業年度)</p> <p>第34条 当社の<u>事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの一年間</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第35条 剰余金の配当は、<u>毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主、登録株式質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主</u>に対して行う。</p> <p>② 当社は、<u>中間配当として、毎年6月30日を基準日とする剰余金の配当を行うことができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	③ <u>当社は、前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
(新 設)	④ <u>当社は、取締役会の決議をもって会社法第459条第1項各号に掲げる剰余金の配当等に関する事項を定めることができる。</u>
(新 設)	⑤ <u>当社は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によっては、前項に掲げる事項を定めない。</u>
(中間配当)	(削 除)
第34条 <u>当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主、登録質権者及び同日現在の端株原簿に記載又は記録された端株主に中間配当を行うことができる。</u>	(配当金の除斥期間)
(配当金等の除斥期間) 第35条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。</u>	第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当社はその支払の義務を免れる。</u>
② <u>未払いの利益配当金及び中間配当金には、利息をつけない。</u>	② <u>未払いの配当金には、利息をつけない。</u>
(新 設)	附則
(新 設)	第1条 <u>第35条第2項の規定の変更は、平成19年1月1日からその効力を生じる。なお、本附則は、効力発生日後これを削除する。</u>
(新 設)	第2条 <u>第34条の規定にかかわらず、第7期事業年度は、平成17年11月1日から平成18年12月31日までの1年2か月間とする。なお、本附則は第7期事業年度終了後これを削除する。</u>
(新 設)	第3条 <u>本定款一部変更は、第35条第2項の規定の変更を除き、会社法(平成17年法律第86号)の施行日より効力を発生するものとする。なお、本附則は、効力発生日後これを削除する。</u>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<p>第4条 <u>会社法（平成17年法律第86号）の施行日前に支払を開始した利益配当金及び中間配当金については、変更前の第35条の定めに従う。なお、本附則は、上記利益配当金及び中間配当金の全てについて、その支払又は除斥期間が経過した場合には、これを削除する。</u></p>